

第71回全国植樹祭シンボルマーク及びロゴマークの使用に関する規程

第71回全国植樹祭島根県実行委員会 平成30年10月 3日策 定
平成30年11月 5日一部改正
平成31年4月30日一部改正
令和元年 5月 1日一部改正
令和2年4月17日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、「第71回全国植樹祭シンボルマーク及びロゴマーク」(以下「シンボルマーク等」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程においてシンボルマーク等は、別表に掲げるものをいう。

(シンボルマーク等に関する権利)

第3条 シンボルマーク等に関する一切の権利は、第71回全国植樹祭島根県実行委員会(以下「実行委員会」という。)に属する。

(使用の申請)

第4条 シンボルマーク等を使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、県、市町村及び島根県緑化推進委員会が主体となって実施するイベント等で使用する場合を除き、あらかじめ第71回全国植樹祭島根県実行委員会会長(以下「会長」という。)の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等申請者の事業内容がわかる資料
- (2) シンボルマーク等の使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他会長が必要と認める書類

(使用の許諾)

第5条 会長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、第71回全国植樹祭のPRに寄与すると認めるときは、使用の許諾(以下「使用許諾」という。)をするものとする。この場合において、会長が必要と認める場合には、シンボル

マーク等の使用方法その他について、条件を付すことができる。

- 2 会長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書（別記様式第3号）を、また、使用を許諾しない場合は、使用不許諾通知書（別記様式第5号）を申請者へ送付する。

（使用許諾の制限）

第6条 シンボルマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、会長は許諾しないものとする。

- (1) シンボルマーク等を立体として表現したもの
- (2) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 第71回全国植樹祭の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (7) シンボルマーク等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) シンボルマーク等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) シンボルマーク等の著しい変形その他シンボルマーク等の使用方法が適当でないと認められる場合
- (10) その他、シンボルマーク等の使用が適当でないと認められる場合

（使用許諾の期間）

第7条 シンボルマーク等の使用許諾の期間は、第5条第1項または第2項の規定により使用許諾を受けた日から令和3年6月末までとする。ただし、使用期間が限定されているときは、当該使用許諾の期間を短縮することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項または第2項の規定により使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、第1項の期間満了後においても、在庫整理の期間として、引き続きシンボルマーク等を使用することができるものとする。

（使用料）

第8条 シンボルマーク等の使用は、無料とする。

(地位の承継)

第9条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

第10条 第5条の規定による使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用をすること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第5条の許諾を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (4) シンボルマーク等を用いた宣伝、広告又は商品等の使用に際して、その広告、商品、包装等に「**第71回全国植樹祭島根県実行委員会許諾第〇〇号**」と必ず明記すること。

(許諾内容の変更等)

第11条 使用者が使用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第2号）を会長に提出し、会長の許諾を受けなければならない。

- 2 会長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書（別記様式第4号）を交付する。

(許諾の取消し等)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条の使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合

- (5) その他シンボルマーク等の使用継続が不適當であると認められた場合
- 2 会長は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
 - 3 会長は、使用者にシンボルマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第 13 条 この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してシンボルマーク等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について実行委員会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 14 条 実行委員会は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第 15 条 実行委員会は、シンボルマーク等の使用を許諾したこと、不許諾したこと又は取消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、シンボルマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
 - 3 使用者は、シンボルマーク等の使用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第 16 条 会長は、シンボルマーク等の使用促進を図る観点から、使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第 17 条 この規程に関する事務は、実行委員会事務局（島根県農林水産部林業課 全国植樹祭推進室）が行う。

(その他)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、シンボルマーク等の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 10 月 3 日から適用する。
- 2 この規程は、平成 30 年 11 月 5 日から適用する。
- 3 この規程は、平成 31 年 4 月 30 日から適用する。
- 4 この規程は、令和元年 5 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 17 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の第 7 1 回全国植樹祭シンボルマーク及びロゴマークの使用に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という）以後に使用の許諾をうけたシンボルマーク等の使用に適用し、施行日前に使用の許諾をうけたシンボルマーク等の使用については、なお従前の例による。